|  |
| --- |
| その２（Ｃ）　（法第２条第１項第５号の営業） |
| 営　業　所　の　構　造　及　び　設　備　の　概　要 | 建物の構造 |  |
| 建物内の営業所の位置 |  |
| 客室数 | 室 | 営業所の床面積 |  ㎡ |
| 客室の総床面積 | ㎡ | 各客室の床 面 積 | ㎡ | ㎡ |
| ㎡ | ㎡ |
| 照明設備 |  |
| 音響設備 |  |
| 防音設備 |  |
| 法第二条第一項第五号の営業に係る遊技設備 | 区　　　分 | テーブル型 | その他の型 | 計 |
| スロットマシン等 | 台 | 台 | 台 |
| テレビゲーム機 | 台 | 台 | 台 |
| フリッパーゲーム機 | 台 | 台 | 台 |
| ルーレット台等 | 台 | 台 | 台 |
| その他の遊技設備 | 台 | 台 | 台 |
| 計 | 台 | 台 | 台 |
| その他 |  |
| ※　風俗営業の種類 |  |
| ※　兼　　　　　業 |  |
| ※　同時申請の有無 | ①　有　　　②　無 | ※　受理警察署長 |  |
| ※　条　　件 | 年　月　日 |  |
| 年　月　日 |  |
| 年　月　日 |  |

備考

１　※印欄には、記載しないこと。

２　「滅失により廃止した風俗営業」欄は、法第４条第３項の事由により滅失したために廃止した風俗営業に係る事項を記載すること。

３　「現に風俗営業許可等を受けて営む風俗営業」欄は、申請に係る営業所以外の営業所において当該申請に係る公安委員会から現に風俗営業許可等を受けて営んでいる風俗営業で、当該申請の日の直近の日に許可を受けたものについて記載すること。

４　その２（Ａ）は法第２条第１項第１号から第３号までのいずれかの営業について許可を申請する場合に、その２（Ｂ）は同項第４号の営業について許可を申請する場合に、その２（Ｃ）は同項第５号の営業について許可を申請する場合に、その３は同項第４号の営業のうち法第４条第４項に規定する営業（例、ぱちんこ屋）について許可を申請する場合に使用すること。

５　「建物の構造」欄には、木造家屋にあつては平屋建て又は二階建て等の別を、木造以外の家屋にあつては鉄骨鉄筋コンクリート造、鉄筋コンクリート造、鉄骨造、れんが造又はコンクリートブロック造の別及び階数（地階を含む。）の別を記載すること。

６　「建物内の営業所の位置」欄には、営業所の位置する階の別及び当該階の全部又は一部の使用の別を記載すること。

７　「照明設備」欄には、照明設備の種類、仕様、基数、設置位置等を記載すること。

８　「音響設備」欄には、音響設備の種類、仕様、台数、設置位置等を記載すること。

９　「防音設備」欄には、防音設備の種類、仕様等を記載すること。

10　「その他」欄には、出入口の数、間仕切りの位置及び数、装飾その他の設備の概要等を記載すること。

11

　法第２条第１項第３号の営業にあつては、その２（Ａ）の「各客室の床面積」欄には、各客席の床面積を記載すること。

12　その２（Ｂ）の「その他の遊技設備」欄には、まあじやん台及び法第４条第４項に規定する営業に係る遊技機以外の遊技設備について、その種類、型式及び台数を記載すること。

13　その２（Ｃ）の「スロットマシン等」欄には、スロットマシンのほか、メダルゲーム機について記載すること。

14　その３の「備考」欄には、新品か中古品かの別を記載すること。

15　所定の欄に記載し得ないときは、別紙に記載の上、これを添付すること。

16　用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とすること。











　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　 手数料合計　 　　 　　　　円